

株式会社百五銀行と三重労働局との働き方改革に係る包括連携に関する協定書

株式会社百五銀行（以下「甲」という。）と三重労働局（以下「乙」という。）は、働き方改革を推進するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に密接に連携・協力して、三重県内の地域創生に資する働き方改革を推進することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- (1) 労働生産性の向上に関する事。
- (2) 非正規雇用労働者の待遇改善、多様な働き方に関する事。
- (3) 仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）に関する事。
- (4) 職場定着、再就職支援及び人材育成に関する事。
- (5) 女性の活躍推進に関する事。
- (6) 乙の行政施策の周知・啓発に関する事。
- (7) その他働き方改革の推進に関する事。

（協議）

第3条 甲と乙は、前条各号に掲げる事項を効果的、効率的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。なお、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了の1月前までに、甲又は乙により書面による特段の申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に自動更新するものとする。

- 2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、第三者に対し開示し、または漏らしてはならない。

ただし、事前に相手方の承諾を得た場合または法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

上記の協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

平成29年4月26日

甲：三重県津市岩田21番27号

株式会社百五銀行

取締役頭取

乙：三重県津市島崎町327番2号

津第二地方合同庁舎

三重労働局

局長